令和３年４月農業委員会総会議事録

令和3年4月26日午後2時00分、令和3年4月農業委員会総会を弘前市ホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 22名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	4番　佐藤　耕一　委員
6番　成田　繁則　委員	7番　小林　政貴　委員	8番　三上　悦治　委員
9番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員	12番　棟方　健　委員
13番　木村　芳文　委員	14番　小田桐　明　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員
20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員
23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

欠席委員　3名

3番　三上　幸雄　委員、11番　石岡　千鶴子　委員、15番 奥元　勝義　委員

出席事務局　　14名

農林部長	中田　善大	事 務 局 長	菅野　昌子
事務局次長	吉田　秀樹	事務局次長補佐	佐藤　祝幸
岩木分室長	村上　輝光	相馬分室長	白浜　尚
事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人	事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子
事務局総務係長	高木　一誠	岩木分室農林係長	浅利　敏江
相馬分室主幹兼係長	藤田　徹	事務局主幹	髙橋　秀男
事務局主査	岡本　健太郎	事務局主事	大浦　空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第26号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第27号　農地転用許可に係る意見について
議案第28号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第29号　農用地利用集積計画の決定について
議案第30号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第31号　農地・非農地の判断について

報告第11号　農地法第３条の許可取消について
報告第12号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第13号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第14号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻　14 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に、４月１日より事務局に転入された職員の皆さんを紹介させていただきます。
【新職員紹介（澤田明人事務局主幹兼農地調整係長、高橋秀男事務局主幹、高木一誠事務局総務係長、藤田智恵子事務局農地利用促進係長、岡本健太郎事務局主査、鎌田ひとみ会計年度任用職員、中田善大農林部長）及び挨拶（省略）】
　携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ただ今から、令和３年４月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 3 番三上幸雄委員、11 番石岡千鶴子委員、15 番奥元勝義委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員、8 番三上悦治委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議　　長　それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 26 号を議題といたします。議案第 26 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 26 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 16,192 ㎡、畑 23 件 128,457 ㎡、合計 28 件 144,649 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 36 件 217,463.52 ㎡、畑 13 件 87,870 ㎡、合計 49 件 305,333.52 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 15 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、小林政貴委員、三上悦治委員、進藤司委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 4 件についての事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 1 番および 14 ページ、使用収益権関係、1 番について申し上げます。譲受人は、現在農業を営んでいる父の病気と老齢を機に、農業に従事することを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。4 年ほど前から、農業を経営している父の下で農作業に従事していることから、一連の農作業経験があり、今後も父やその知人の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。

調査委員長　9ページをお開きください。所有権関係、受付番号19番および20番について申し上げます。譲受人は、これまでもりんご農家である実家の農作業の手伝いをしており、また、自身がりんご販売の仕事に携わっていたことからも、今後、りんご生産に従事したいと考え、4年ほど前から、知人の農家で農作業に従事しながら、りんご生産の基礎を勉強し、今回、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、周囲でりんご栽培を行う知人の指導を受けて営農することから、技術力等、特に問題ないと判断しました。23ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号24番について申し上げます。借受人は、これまで農作業の受託により、5年以上にわたり、りんご栽培に携わっておりましたが、今回、貸人の労力不足から、農地を借り受け、農業経営をしたく本申請に至ったと申し述べておりました。借受人は、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと判断しました。続きまして、同じく23ページ、使用収益権関係、受付番号26番および24ページ、27番について申し上げます。借受人は、農業協同組合で、3年以上にわたり、育苗管理、稲作栽培技術等に関する業務に携わっておりますが、今回、貸人の労力不足から、農地を借り受け、農業経営をしたく、本申請に至ったと申し述べておりました。借受人は、一連の農作業経験があり、妻も農家出身で、これまでも農作業に従事していたことから、技術力等、特に問題ないと判断しました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第26号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第26号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第26号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第27号を議題といたします。議案第27号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　37ページをお開き願います。議案第27号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑1件4,818㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。39ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号1番は、農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

調査委員長	以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
佐藤剛郎委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （佐藤剛郎委員退席）
議　　長	それでは、議案第 27 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 27 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 27 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。 （佐藤剛郎委員着席）
議　　長	次に、議案第 28 号を議題といたします。議案第 28 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。議案第 28 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 470 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。43 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 1 番について報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）

議　　長　　それでは、議案第28号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第28号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第28号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第29号を議題といたします。議案第29号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　45ページをお開き願います。議案第29号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件4,579㎡、畑16件65,366㎡、その他23㎡合計18件69,968㎡であります。また、使用収益権関係では、田3件11,304㎡、畑2件12,152㎡、合計5件23,456㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田3件11,304㎡であります。　なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。48ページをお開きください。所有権関係、受付番号7番の譲受人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号6番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、受付番号6番で譲渡す面積の範囲内で取得するものであります。51ページをお開きください。所有権関係、受付番号16番から、52ページ18番、54ページ、使用収益権関係、受付番号2番及び56ページ、使用収益権関係、受付番号4番から5番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。55ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号3番、56ページ4番及び5番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定ることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第29号について御審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第29号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第29号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第30号を議題といたします。議案第30号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　57ページをお開き願います。議案第30号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田7件12,134㎡、畑9件36,064㎡、合計16件48,198㎡であります。また、使用収益権が、田11件82,603㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田10件80,119㎡であります。今回提出されました27件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買14件、貸借11件、交換2件が整ったものであります。61ページをお開きください。所有権関係、受付番号 10 番の譲受人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号9番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、受付番号9番で譲渡す面積の範囲内で取得するものであります。65ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号2番から、70ページ11番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

前田優考委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に66ページ、使用収益権関係、受付番号3番から、70ページ、11番までについて御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号3番から11番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第30号のうち、使用収益権関係、受付番号3番から11番については、原案のとおり要請することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、議案第30号のうち、使用収益権関係、受付番号3番から11番を除く

議　　長　計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第30号のうち、使用収益権関係、受付番号3番から11番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第30号のうち、使用収益権関係、受付番号3番から11番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第31号を議題といたします。議案第31号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　71ページをお開き願います。議案第31号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法第30条第1項による利用状況調査の結果、農地法の運用について、第4(1)及び(2) に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑2筆10,899㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。73ページをお開きください。番号1番及び2番の土地は、農地法の運用について、第4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第31号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第31号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第31号は番号1番から2番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第11号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　75ページをお開き願います。報告第11号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1件2,193㎡、

事務局次長　畑1件5,602㎡、合計2件7,795㎡であります。なお、取消理由につきましては、77ページから78ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第11号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　79ページをお開き願います。報告第12号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田18件160,259.80㎡、畑25件336,738㎡、合計43件496,997.80㎡であります。なお、届出理由につきましては81ページから89ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第12号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第13号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　91ページをお開き願います。報告第13号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が、田1件318㎡、畑4件1,019.93㎡、合計5件1,337.93㎡であります。なお、届出理由につきましては、93ページから94ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第13号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第14号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　95ページをお開き願います。報告第14号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田18件68,408㎡、畑5件17,917㎡、合計23件86,325㎡であります。なお、解約理由につきましては、97ページから98ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第14号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。　［議事終了　14時39分］